

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 2 2 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 1 号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和 3 2 年瀬戸市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第 3 条関係）						別表（第 3 条関係）					
公印の類	形 式	書 体	寸 法	用 途	管 守 者	公印の類	形 式	書 体	寸 法	用 途	管 守 者
< 省略 >						< 省略 >					
市長職務代理者印	瀬戸市長 職務代理者印	古印体	2 1 × 2 1	一般文用 一公書	行政課長	市長職務代理者印	瀬戸市長 職務代理者印	古印体	2 1 × 2 1	一般文用 一公書	行政課長
市長職務代理者印	瀬戸市長 職務代理者印	古印体	1 7 × 1 7	電算機を利用して発行する公書	情報課長及び市民課長						
< 省略 >						< 省略 >					

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。